

令和５年度中央区成年後見制度利用促進事業報告

I	中央区成年後見制度利用促進事業について	1
1	区の実施について	
2	社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の実施について	
II	目指す姿及び施策の方向性	4
III	令和５年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について	
方向性 1	成年後見制度の普及・啓発を推進する。	5
施策 1	成年後見制度の普及・啓発	
施策 2	成年後見制度の理解向上	
方向性 2	成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。	14
施策 3	相談・支援の体制の強化	
施策 4	負担軽減の充実	
施策 5	地域連携ネットワークの構築	
方向性 3	成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。	20
施策 6	成年後見等の担い手の確保	
施策 7	社会貢献型後見人等候補者の活用	
方向性 4	成年後見人等の活動しやすい環境を作る。	23
施策 8	成年後見人等の活動環境の整備	
施策 9	成年後見人等への支援	
IV	中央区成年後見制度利用促進審議会の点検・評価	26
V	資料	27
1	中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱	
2	中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱	
3	中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿	
4	中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱	
5	中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿	

I 中央区成年後見制度利用促進事業について

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進を図っています。

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるため、令和3年4月から社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付け、業務の一部を委託し、区と社会福祉協議会が一体となって地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

1 区の取組について

(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の運営

区では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、令和3年3月に「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。

計画策定後は利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行い、令和5年9月に「第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」を策定し、令和6年3月に「中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に包含して第2期中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。(計画期間：令和6年度から8年度まで)

〔実施回数〕 令和5年度：3回

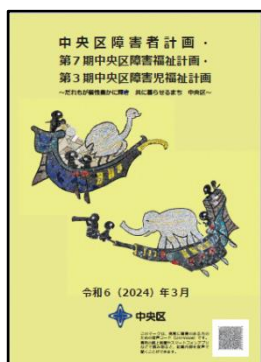
〔委員構成〕 13人(学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員)

委員名簿についてはP.29を参照

〔審議事項〕・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること

・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること

・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと



▲中央区障害者計画・第7期
中央区障害福祉計画・第3期
中央区障害児福祉計画



▲中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

（２）成年後見制度利用促進に係る業務委託

社会福祉協議会が実施していた既存の業務に、地域連携ネットワークの構築に係る業務を追加し、令和３年度から委託事業として実施しています。

【主な委託内容】

- ①制度の普及・啓発
- ②相談業務
- ③区民後見人等の養成
- ④区民後見人等の法人後見監督業務
- ⑤申立人・後見人等への支援
- ⑥地域連携ネットワークの構築
- ⑦権利擁護支援推進協議会の運営

（３）成年後見制度費用助成事業への補助

社会福祉協議会が実施する成年後見制度費用助成事業に係る事業費を区が補助しています。

（４）区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び４親等以内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬等の費用を負担することが困難な方に対して、その費用を助成しています。

（５）権利擁護支援事業への補助

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助しています。

２ 社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について

「すてっぷ中央」では、成年後見制度の利用支援や権利擁護支援事業を実施し、高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていくための支援を行っています。

（１）成年後見利用支援事業

区から委託を受け、弁護士等専門職と連携し高齢者や障害者の権利擁護に関わる総合的な相談窓口として対応するほか、申立ての必要な方に対し、適切な後見人の紹介、申立ての支援等を行っています。また、今後ニーズの高まりが見込まれる区民後見人の養成・支援を行っています。

（２）成年後見制度費用助成事業

判断能力が低下した高齢者・障害者で経済的理由により成年後見制度の利用が困難な方に対し、成年後見報酬等の制度利用に係る経費を助成することで区民の権利擁護を図っています。

（３）権利擁護支援事業

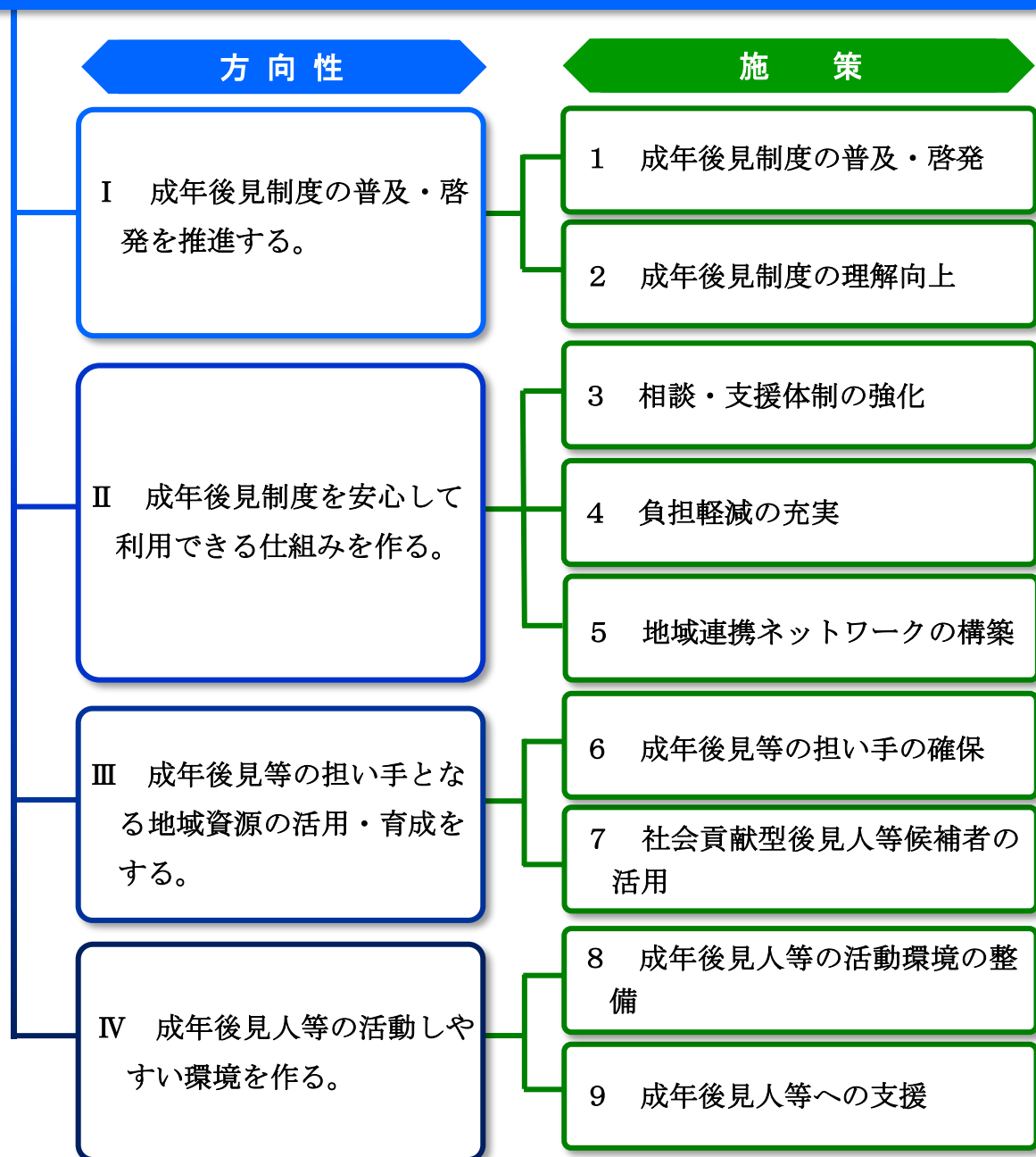
高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの利用契約や利用料の支払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供しています。

Ⅱ 目指す姿及び施策の方向性

中央区が目指す姿と、その実現に向けて取り組むべき施策の体系は次の通りです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。



Ⅲ 令和5年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について

方向性 1 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策 1 成年後見制度の普及・啓発

高齢計画

障害計画

(1) 効果的な広報活動の実施

R5年度 新規

R5年度 充実

① 成年後見制度普及・啓発リーフレットの配布

成年後見制度の概要及び中核機関の設置について区民に周知し、制度の理解促進を図るため、区関係機関にてリーフレットを配布しました。

主な配布先：福祉保健部等窓口、特別出張所、すてっぷ中央、おとしより相談センター、敬老館、シニアセンター、特別養護老人ホーム、リハポート明石、基幹相談支援センター、ポケット中央、まごころステーション、区民館、社会教育会館、図書館等



② 介護保険つうしんへの成年後見制度に関する記事の掲載 (新規)

成年後見制度の普及・啓発を図るため、令和5年6月発行の介護保険つうしん第25号に成年後見制度に関する記事を掲載しました。(配布先：60歳以上の区民)

③ 広報誌への掲載

区のおしらせ ちゅうおう

6/11号	親族後見人向け講座・交流会
6/21号	成年後見制度講演会・無料相談会
7/1号	社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習・説明会
8/11号	親族後見人向け講座・交流会
10/11号	基礎講習・聴講生募集（後見制度の基本理念と概要）
10/21号	親族後見人向け講座・交流会

1/11 号	終活座談会&無料個別相談会
1/21 号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）
1/21 号	成年後見制度をご存じですか
1/21 号	成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業案内
3/21 号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）

中央区社協だより「かけはし中央」

6 月号	成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会 親族後見人向け講座・交流会 社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習の説明会参加者募集 権利擁護支援事業の紹介
9 月号	成年後見制度入門講座聴講生募集
1 月号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）

④区内掲示板へのポスター掲示

「成年後見支援制度講演会・成年後見制度無料個別相談会」及び『社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習』の説明会参加者募集」のポスターを区内掲示板に掲示し、区民に広く周知しました。

掲示先：区内掲示板 380 箇所

掲示期間：令和 5 年 6 月 15 日から 6 月 30 日まで及び令和 5 年 7 月 15 日から 7 月 31 日まで

⑤「すてっぷ中央」パンフレット・ちらし等の配布

事業の説明及び周知のため、新規利用希望者や出前講座の参加者等にパンフレットを配布しました。また、制度の普及・啓発、講座等の開催について周知を図るために、区内関係機関等へちらしや「すてっぷ通信」を配布しました。

「すてっぷ通信」：年 2 回発行

パンフレット配布先：福祉保健部等窓口、おとしより相談センター、障害者就労支援センター、民生・児童委員、介護支援専門員、障害者福祉団体、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会、敬老館利用者等

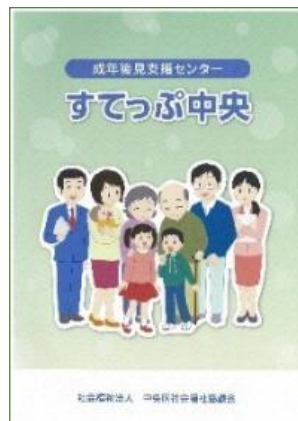
ちらし等配布先：福祉保健部等窓口、特別出張所、おとしより相談センター、敬老館、シニアセンター、高齢者施設、障害者施設、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、基幹相談支援センター、社会教育会館、図書館、消費生活センター、産業会館、シルバー人材センター、医療機関、公証役場、金融機関、町会・自治会等



▲集合ポスター



▲パンフレット



▲ちらし



▲「すてっぷ通信」No.5 (6月発行)



▲すてっぷ通信 No.6 (12月発行)



⑥社会福祉協議会ホームページの更新 (充実)

社会福祉協議会のホームページの更新し、費用助成制度や区民後見人(社会貢献型後見人)養成講座に関するページを充実させました。また、講座・講演会などの様子をSNS(社会福祉協議会のフェイスブック)を通して、区民に向けて発信しました。

⑦イベントにおける周知

区内で実施されている様々なイベントにおいてちらしを配布し、制度の周知を行いました。

主なイベント：健康福祉まつり、ブーケ祭り、築地本願寺エンディングフェア

(2) 地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施

R5年度 新規

① 成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会

成年後見制度について幅広く周知し、理解を深めるため講演会を開催しました。また、講演会と同日に相談会を開催し、成年後見制度の申立手続きや利用方法、遺言や相続等について司法書士が相談に応じました。

成年後見支援センター講演会	
開催日	令和5年7月22日（土）
場 所	区役所8階大会議室
テーマ	「今から備える笑ンディング～成年後見制度と終活～」
講 師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	31人
主な感想	・成年後見制度を大切なこととして学ぶことができた。 ・自身の身に迫ることと感じています。ネットワークの大切さを感じました。 ・手話通訳があるのは良いことだと思いました。



成年後見制度無料個別相談会	
開催日	令和5年7月22日（土）
場 所	区役所8階会議室
相談員	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属の司法書士
参加人数	9組
主な相談内容	・家族信託、任意後見制度、後見監督人などについて ・独居高齢者の生前の準備について ・遺言の書き換え、任意後見、死後事務について

② 司法書士・行政書士・公証人会との共催による終活座談会・個別相談会 （新規）

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会をきっかけに、司法書士・行政書士・公証人会との共催による座談会・個別相談会を開催しました。

※後掲の「出張ミニ講座・相談会」の一部として開催

座談会	
開催日	令和6年2月15日（木）
場 所	月島区民館

テーマ	成年後見制度や任意後見契約、遺言、相続、死後事務委任契約、信託契約など
参加人数	22 人
主な感想	・行政書士の具体的な話がよく理解するきっかけになりました。 ・また実施してほしい。3 か月に 1 回程度できれば。

個別相談会	
開催日	令和 6 年 2 月 1 5 日（木）
場 所	月島区民館
相談員	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属の司法書士、行政書士、公証人、すてっぷ中央職員
参加人数	9 組
主な相談内容	・公証人の費用や遺言の書き方、家族信託について ・お一人様の遺言作成について ・家族信託と任意後見について ・自筆証書遺言と公正証書遺言について

③ 出張ミニ講座・相談会

「すてっぷ中央」の職員が各地域に出向いて、成年後見制度に関するミニ講座や相談会を開催しました。権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を契機として、東京公証人会や東京司法書士会、東京都行政書士会と協力し、任意後見や遺言等に関する相談にも応じました。

	京域地域	日本橋地域	月島地域
開催日	令和 6 年 1 月 24 日（水）	令和 5 年 10 月 11 日（水）	令和 6 年 2 月 15 日（木）
場 所	区役所 8 階会議室	人形町おとしより相談センター	月島区民館
参加人数	0 組（0 人）	3 人	終活座談会 22 名 個別相談会 9 組
協力団体	東京都行政書士会中央支部	—	東京公証人会、東京司法書士会中央支部、東京都行政書士会中央支部
主な内容	参加申込がなかったため中止	・介護者同士の交流の場「ピアサロン」にて、成年後見制度や権利擁護支援事業に関する講座を開催	・終活に関する座談会 ・成年後見制度、任意後見契約、遺言、相続、死後事務委任契約、信託契約に関する専門職による個別相談会

④ 成年後見申立講座

成年後見制度の利用を検討している方、または制度に関心のある方を対象に、制度の基礎から実務まで幅広く学ぶことができる講座を実施しました。

親族向け成年後見申立講座（基礎編）	
開催日	令和5年4月20日（木）
場 所	社会福祉協議会3階会議室
テーマ	「成年後見制度の基本から実務まで」 成年後見制度の概要や申立て書類作成に当たっての留意点など
講 師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部 村田和也 氏
参加人数	13人
主な感想	・実際の申請用紙や診断書を見たのは初めてだったので、とても参考になった。 ・質疑応答で自分では気づかなかった疑問点なども伺えてとても参考になった。

親族向け成年後見申立講座（応用編）	
開催日	令和5年4月27日（木）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	「成年後見制度の基本から実務まで」 成年後見人の具体的な仕事内容や就任後の手続きなど
講 師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部 村田和也 氏
参加人数	16人
主な感想	・実際に後見人となった後に行う業務や手続きについてよくわかった。 ・どのような申請書があるのか、また記入例の説明があり、具体的でよくわかった。 ・基本、応用の2回の出席は必須と感じた。手続きや書類が多いことを知ることができてよかった。

親族向け成年後見申立講座（基礎編）	
開催日	令和6年2月21日（水）
場 所	京橋プラザ区民館
テーマ	「制度の概要説明や申立書類作成にあたっての留意点について」
講 師	東京弁護士会所属 弁護士 生駒真菜 氏
参加人数	25人
主な感想	・成年後見制度の現状や具体的な事例について丁寧に教えていただき大変わかりやすかった。 ・資料の字が大きく見やすく説明も分かりやすかった。

親族向け成年後見申立講座（応用編）	
開催日	令和6年2月28日（水）
場 所	京橋プラザ区民館
テーマ	「成年後見人の具体的な仕事内容や就任後の手続きなどについて」
講 師	東京弁護士会所属 弁護士 生駒真菜 氏
参加人数	21人

主な感想	・生駒弁護士が扱った事例が参考になった。 ・法定後見の全体の流れが分かってよかった。また、後見事務の内容も理解できた。 ・成年後見制度の内容が具体的に分かった。自分の将来考えるべきことの手助けになった。
------	---



⑤ 成年後見制度入門講座

「社会貢献型貢献人（区民後見人）を目指す方のための基礎講習」（後掲の P. 21 施策 6（12）を参照）のうち、成年後見制度の基本理念と概要を学ぶ講義について、区民を対象として聴講を実施しました。

⑥ 出前講座

各団体等からの依頼に応じて、成年後見制度や権利擁護支援事業について、「すてっぷ中央」の職員が出前講座を実施しました。

開催日	令和 5 年 6 月 16 日（金）
場 所	中央区保健所
テーマ	権利擁護支援事業と成年後見制度の概要
対象者	京橋地域民生・児童委員協議会
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	26 人

開催日	令和 5 年 6 月 23 日（金）
場 所	日本橋区民センター
テーマ	権利擁護支援事業と成年後見制度の概要
対象者	日本橋地域民生・児童委員協議会
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	20 人

開催日	令和5年6月29日（木）
場 所	月島区民センター
テーマ	権利擁護支援事業と成年後見制度の概要
対象者	月島地域民生・児童委員協議会
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏
参加人数	33 人

開催日	令和5年10月13日（金）
場 所	いきいき勝どき
テーマ	権利擁護支援事業と成年後見制度の概要
対象者	敬老館利用者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主任 岩倉 弘樹 氏
参加人数	11 人

開催日	令和5年10月24日（火）
場 所	京橋プラザ区民館コミュニティルーム
テーマ	・成年後見制度・権利擁護支援事業と地域でのチーム支援などについて
対象者	中央区民生・児童委員協議会 高齢福祉部会研修会参加者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主任 石井 佐由三 氏
参加人数	25 人

開催日	令和6年3月27日（水）
場 所	佃区民館
テーマ	成年後見制度（任意後見制度と法定後見制度）について
対象者	中央区つつじ会（中央区精神障がい者家族会）会員
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主事 新井 志穂 氏、石川 周平 氏
参加人数	7 人

施策2 成年後見制度の理解向上

（3）職員等を対象とした研修の充実

区職員、福祉関係者向け研修

区職員、福祉関係者のスキルアップを図るために、成年後見制度や権利擁護支援事業の円滑な事務運営に必要な知識習得に向けた研修を実施しました。

また、「社会貢献型貢献人を目指す方のための基礎講習」（後掲のP.21 施策6（12）を参照）のうち、支援者のための法律知識の講義について、福祉関係者を対象として聴講を実施しました。

福祉関係者のための成年後見制度研修（基礎編）	
開催日	令和５年５月１６日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会３階会議室
テーマ	成年後見制度と権利擁護支援事業について
講 師	・成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏 ・成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主任 岩倉 弘樹 氏
参加人数	11 人
主な感想	・具体例（事例対応）が参考になった。 ・法定後見と任意後見を対とした説明がわかりやすかった。 ・権利擁護支援事業について不明確であったものが今回の講義で明確になった。 ・権利擁護支援事業と成年後見の違い、費用がかかる等知ることができてよかった。

（４） 区及び関係機関の相互理解の促進

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会（詳細は後掲の P.18 施策５（10）② 参照）において、各相談支援機関の事業紹介や多職種による意見交換（グループ討議）を行い、関係機関の顔の見える関係づくり、相互理解の促進を図りました。

方向性 2 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策 3 相談・支援体制の強化

高齢計画

障害計画

成年後見支援事業

判断能力が不十分な高齢者・障害のある方などが、地域で安心して暮らせるよう、後見人等が財産管理や身上監護を行う成年後見制度の利用を支援しました。

・ 一般相談

成年後見制度に関する相談をはじめ、高齢者や障害のある方の福祉サービス利用や、その他生活全般に関する相談に応じました。

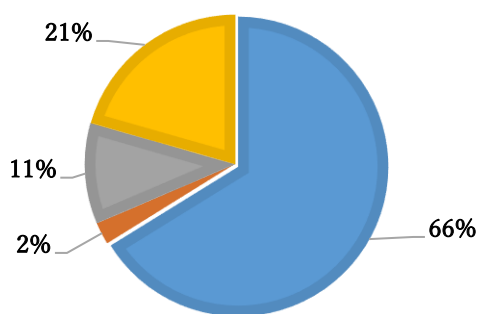
(単位:件)

対象者	成年後見制度	その他	合計
高齢者	1,217	437	1,654
知的障害者	44	1	45
精神障害者	200	80	280
その他	378	71	449
合 計	1,839	589	2,428

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

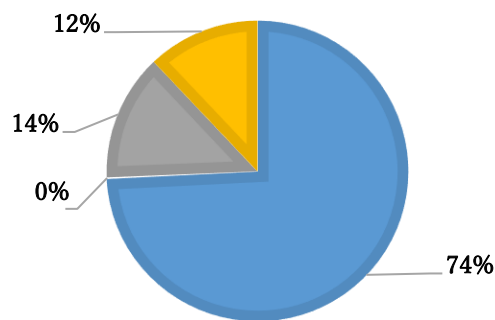
<成年後見制度>

■ 高齢者 ■ 知的障害者 ■ 精神障害者 ■ その他



<その他>

■ 高齢者 ■ 知的障害者 ■ 精神障害者 ■ その他



・ 福祉相談

成年後見制度や遺言・相続に関する問題、高齢者や障害のある方の権利侵害に関する相談などに専門の弁護士が対応しました。

専門相談：月 1 回、3 時間（1 時間×3 回）

(単位:件)

遺言・相続	成年後見	権利侵害	その他	合 計
3	5	2	6	16

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

（５）地域関係者と連携した相談体制の強化

① 地域連携ネットワークの強化

権利擁護支援が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会（詳細は後掲の P. 18 施策 5（10）②を参照）を開催し、地域連携ネットワークの強化に努めました。

② 地域ケア会議等への出席

状況に応じて適切なサービスや多様な支援を行うために、支援者や関係機関が集まり、個別ケースについて検討する地域ケア会議等に参加しました。

地域ケア会議出席件数：12 件（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（６）支援方針の検討等への司法専門職等の関与

司法・福祉専門職の助言

本人の意思を尊重しながら適切な制度利用ができるよう、本人の支援方針を検討し、必要に応じて司法・福祉専門職からの助言を得ることができる場として権利擁護支援推進協議会を運営しました。

（７）本人の意思を尊重した適時・適切な権利擁護支援の促進

権利擁護支援事業から成年後見制度への移行支援

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業の利用者のうち、成年後見制度の利用がより望ましい方に対しては、制度の概要や手続きに関する情報提供を行うとともに、登録生活支援員と連携して、本人の意思を尊重した制度利用につなげました。

権利擁護支援事業から成年後見制度への移行件数：6 件（令和 6 年 3 月 31 日現在）

<参考> 権利擁護支援事業：高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、金銭管理などを社会福祉協議会において実施しました。

相談件数	888 件	財産管理サービス契約者数	18 人
財産保全サービス契約者数	2 人	福祉サービス利用援助事業契約者数	31 人

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

（８）迅速かつ適切な区長申立ての実施

① 区長申立ての検討への司法専門職の参加

権利擁護支援推進協議会において、区長申立ての検討にあたり、困難事例など必要に応じて司法等専門職からの助言を受けました。

② 区長申立ての実施

本人の自己決定権を尊重し、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう検討の上、区長申立てを実施しました。

申立て件数：8件（高齢者：8件）（令和6年3月31日現在）

施策4 負担軽減の充実

障害計画

（9）申立てに係る手続の支援及び費用・報酬助成の充実

① 申立てに係る費用・報酬助成

誰もが成年後見制度を利用できるよう、低所得者を対象として区長申立てに係る報酬助成を行いました。また、親族申立て等の申立て費用・申立て書類作成費用・報酬助成を社会福祉協議会において実施しました。

申立て費用助成	親族申立て等：3件（高齢者：3件）
申立て書類作成費用助成	親族申立て等：3件（高齢者：3件）
報酬助成	区長申立て：3件（高齢者：1件、障害者：2件）
	親族申立て等：7件（高齢者：5件、障害者：2件）

（令和6年3月31日現在）

② 申立てに係る手続の支援

成年後見制度の申立てが必要な方に対し、適切な後見人等候補者や申立書類作成者の紹介、書類作成や本人の面会立会いなどの申立て手続き支援を行いました。

候補者等紹介件数	36件（法定後見候補者：18件、任意後見候補者：1件、申立書類作成者：16件、遺言：1件）
申立て手続き支援件数	16件（申立書類作成：14件、本人面会立会い：2件）

（令和6年3月31日現在）

(10) 協議会の設置・運営

① 権利擁護支援推進協議会の運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、司法・福祉専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めるため、権利擁護支援協議会を運営しました。

第1回 権利擁護支援推進協議会	
開催日	令和5年6月27日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会3階大会議室
内 容	・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について ・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催について ・権利擁護支援に関わる事例検討について
出席者	17名
主な意見	議題「権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催について」 ・金融機関窓口での手続きに手間と時間がかかるため、本人確認の手順など効率化を図ってほしい旨アピールしてほしいとの要望があった。また、金融機関でのトラブルが成年後見制度利用のきっかけになることがあるため、金融機関はネットワーク連絡会の大切なメンバーであると感じる。 議題「権利擁護支援に関わる事例検討について」 ・典型的な経済的虐待のケースである。両親含めて複合的なケースワークとそれぞれに必要な支援を行うことが大事である。また、兄弟の支援が得られるか、申立てについても両親がだめなら兄弟、それも難しければ区長と、速やかに申し立てを行うべきである。

第2回 権利擁護支援推進協議会	
開催日	令和5年10月17日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会3階大会議室
内 容	・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について
出席者	15名
主な意見	議題「成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について」 ・後見人報酬を審判額満額を受け取らず、審判額より少ない助成額の範囲で受け取っているため、本人の資産が許す限り家裁の審判額は受け取れる旨アドバイスした方がよい。

第3回 権利擁護支援推進協議会	
開催日	令和6年2月20日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会3階大会議室
内 容	成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について
出席者	16名
主な意見	議題「成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について」 ・家庭裁判所から下りる後見報酬審判額と助成金額が一致しないことが本件以外にも見受けられる。そのため、各自治体が実施している助成制度について、社協や自治体と家庭裁判所が情報交換を図った方がよい。専門職が定められた報酬額をきちんと受け取れることが持続可能な制度につながるのではないかと。

委員名簿についてはP.31を参照

（7）権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

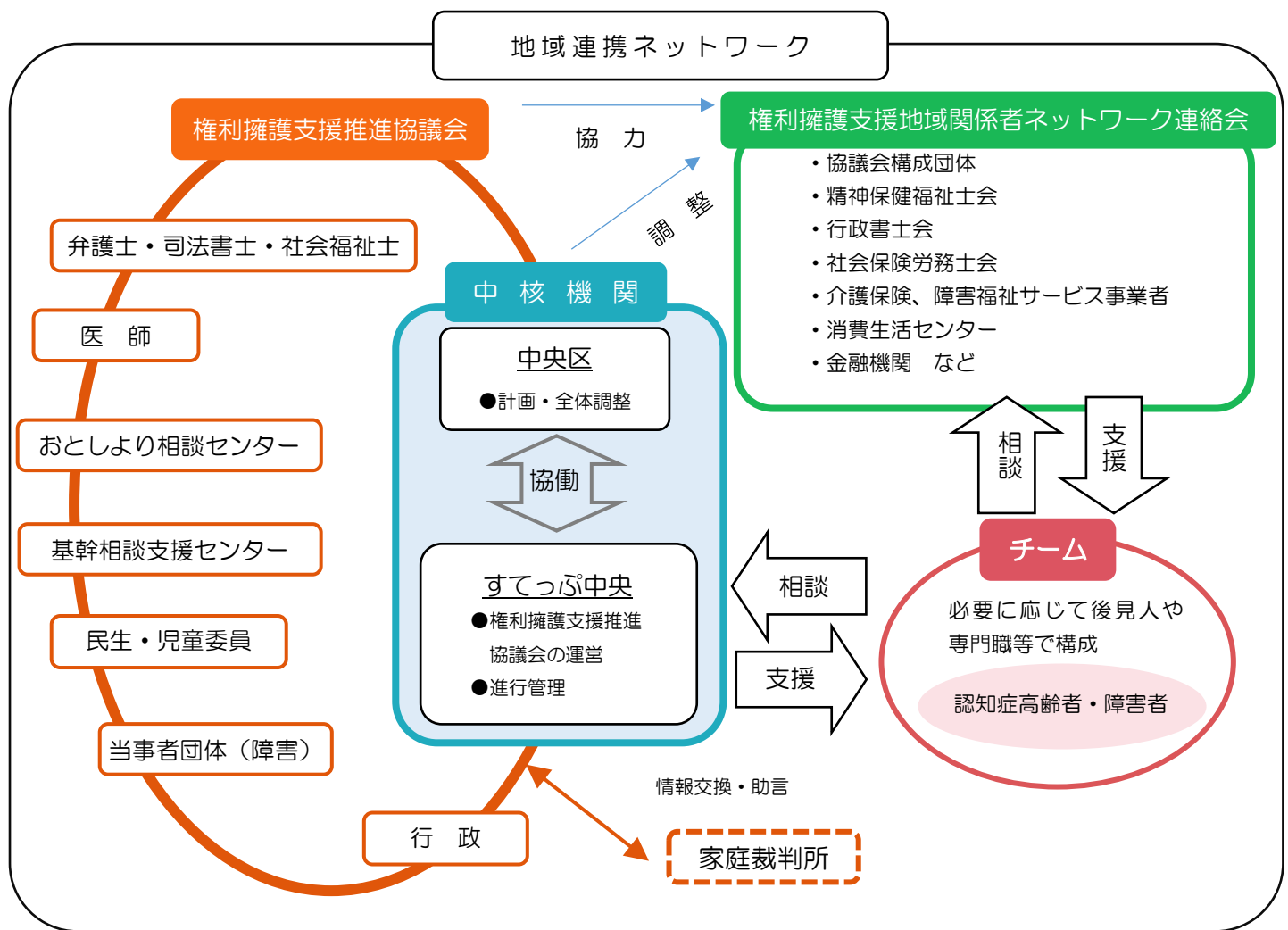
権利擁護が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催し、各相談支援機関の事業紹介や様々な職種による意見交換（グループ討議）を行うなど、地域連携ネットワークの強化に努めました。

第1回権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会	
開催日	令和5年9月1日（金）
場 所	中央区役所8階大会議室
内 容	・福祉保健部介護保険課事業紹介 ・成年後見センター・リーガルサポート東京支部事業紹介 ・地域における権利擁護支援の課題解決に向けて（グループ討議）
参加人数	28団体 42名
参加団体	弁護士会、リーガルサポート東京、ぱあとなあ東京、社労士会、税理士会、行政書士会、法人後見実施団体（家庭問題情報センター、民事法務協会）、医師会、民生・児童委員、金融機関（昭和信用金庫、郵便局）、公証人会、福祉関係者（ケアマネジャー等）、当事者団体、区福祉関係所管課、おとしより相談センター、基幹相談支援センター、消費生活センター等
主な感想	・「権利擁護支援の壁」を共有し、課題解決に向けて意見交換することは、新たな気づきのきっかけになり、大変有意義だった。 ・各団体の業務や関わり方について具体的な話を聞くことができて参考になった。 ・様々な分野の方の生の声を聞け、新たな問題に気付かされた。

第2回権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会	
開催日	令和6年1月17日（水）
場 所	中央区役所8階大会議室
内 容	・グループ討議の振り返り（令和5年9月1日開催分）

	・ 権利擁護センターぱあとなあ東京事業紹介 ・ 事例検討（グループ討議） 「家族に金銭的な支援を継続している高齢者への対応」 「SNS をきっかけとした障害のある方の金銭トラブル」
参加人数	28 団体 39 名
参加団体	弁護士会、リーガルサポート東京、ぱあとなあ東京、社労士会、税理士会、行政書士会、法人後見実施団体（FPIC 家庭問題情報センター、民事法務協会）、医師会、民生・児童委員、金融機関（昭和信用金庫）、公証人会、福祉関係者（ケアマネジャー等）、当事者団体、区福祉関係所管課、おとしより相談センター、基幹相談支援センター、消費生活センター、月島警察署、さわやかワーク中央、区民後見人等
主な感想	・ 社会福祉士（ぱあとなあ東京）の仕事内容がよくわかった。 ・ 業務的に多く取り扱う内容だったため、違う視点での扱い内容、今後の対応、支援のプロセスを聞けてよかった。 ・ 様々な所属の方が集まることで、多角的な意見が出てとても有意義な時間だった。この中でさらに自分の専門性を高めて連携していくことの重要性を感じられた。 ・ 「本人の意向が一番大切」という共通理解が得られ、地域を共に支える仲間ネットワークを構成するものとして嬉しく力になった。





<参考>地域連携ネットワーク：従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携により、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組み。

(11) 中核機関の運営

中核機関の運営

成年後見制度の利用促進、成年後見人等への支援、権利擁護支援推進協議会の運営等を行うため、区及び社会福祉協議会が協働して国基本計画に基づく中核機関を運営しました。

方向性3 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策6 成年後見等の担い手の確保

高齢計画

(12) 社会貢献型後見人候補者の養成・支援

① 社会貢献型後見人（区民後見人）候補者の養成

地域における成年後見制度の担い手を確保するため、港区との合同実施により社会貢献型後見人を目指す方のための基礎講習を実施しました。

社会貢献型後見人を目指す方のための基礎講習説明会（第１・２・３回）	
開催日	①令和５年８月２日（水）②令和５年８月３日（木）③令和５年８月４日（金）
場 所	①月島社会教育会館 ②中央区社会福祉協議会３階会議室③日本橋公会堂
テーマ	成年後見制度の概要、成年後見人の役割、活動にあたっての注意点、基礎講習受講から受任までの流れ、中央区での区民後見人等の活動状況等
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 山田 英子 氏、主任 岩倉 弘樹 氏
参加人数	① ５人 ②４人 ③３人

社会貢献型後見人を目指す方のための基礎講習	
日 時	令和５年１１月２８日（火）、１２月６日（水）、１２月８日（金）、１２月１４日（木）、１２月１９日（火）
場 所	中央区社会福祉協議会３階会議室
内 容	・オリエンテーション ・プログラム１ 講習概要 ・プログラム２ 被後見人等への支援の基本的な視点 ・プログラム３ 成年後見制度の基本理念と概要 ※ ・プログラム４ 申立て手続きと書類作成 ・プログラム５ 対象者の理解① ※ ・プログラム６ 対象者の理解② ※ ・プログラム７ 支援のための法律知識 ※ ・プログラム８ 対象者の理解③ ※ ・プログラム９ 消費生活相談の実態とその対応 ・プログラム１０ 社会貢献型後見人の活動報告 ・プログラム１１ 本人を支える福祉サービスと社会資源 ・プログラム１２ 後見人からの実践レポート ・プログラム１３ 演習：いろいろな場面を通じて成年後見人としての対応を考える ・プログラム１４ 振り返り

※プログラム２は一般区民を対象として、プログラム７は福祉関係者を対象として、プログラム５・６・８は後見活動メンバーを対象として聴講を実施しました。

養成基礎講習修了者累計	４２人（都及び東社協実施の講習修了者を含む）
後見活動メンバー登録者	２７人
社会貢献型後見人等受任実績累計	１３件（後見８件 保佐４件 補助１件）
社会貢献型後見人等受任中件数	２件

（令和６年３月３１日現在）

<参考>後見活動メンバー

社会貢献型後見人を目指す方のための基礎講習を修了した方で、社会貢献型後見人や地域福祉権利擁護事業の生活支援員などの活動を行っています。

② 社会貢献型後見人候補者の支援

社会貢献型後見人を目指す方のための基礎講習修了後、おおむね6か月以上経過した後見活動メンバーのフォローアップを目的として、「後見活動メンバーフォローアップ研修」を開催しました。また、中央区と港区で合同フォローアップ研修&情報交換会を開催し、社会貢献型後見人候補者同士で交流する機会を確保しました。

中央区・港区合同フォローアップ研修	
開催日	令和5年10月13日（金）
場 所	麻布区民協働スペース
テーマ	「意思決定支援について」 講義とグループワーク
講 師	権利擁護センターぱあとなあ東京 酒入悦子氏
参加人数	10人
主な感想	・ チームによる意思決定支援は大切だと理解できた。 ・ 先輩の活動の実情を教えていただくことで有意義な知識を多く得られた。

後見活動メンバーフォローアップ研修	
開催日	令和6年3月15日（金）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	権利擁護支援事業における記録の書き方・運用ルール
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 石川 周平 氏
参加人数	21人
主な感想	・ 前半は日頃疑問に思っていたことが明確になった。後半は悩ましい事例ばかりで迷ってしまう事が多く、勉強になった。 ・ 無意識にやっつけてしまっている記録票づくりなども今回改めて意識することができた。同じグループの中でも多くの経験を伺えたことはよかった。

③ 成年後見等監督人業務

社会貢献型後見人の保佐監督人を受任し、社会貢献型後見人への支援、監督を行いました。
受任件数：2件（令和6年3月31日現在）

（13）社会貢献型後見人の受任の促進

社会貢献型後見人等候補者の推薦

社会貢献型後見人等の選任が適切と判断されたケースについて、権利擁護支援推進協議会で協議の上、社会貢献型後見人等候補者として推薦しています。

(14) 法人後見の実施の検討

① 社会福祉協議会による法人後見のニーズ調査の実施

中央区社会福祉協議会において、法人後見のニーズや利用意向等について、施設や利用者、法人後見実施団体への調査方法等を検討しました。

② 法人後見実施団体との連携

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会等を通じて、法人後見実施団体（区外）との連携の強化に努めました。

施策7 社会貢献型後見人等候補者の活用

(15) 社会貢献型後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保

① 登録生活支援員としての活用

社会貢献型後見人候補者として受任を待つ期間に、権利擁護支援事業の登録生活支援員として活用し、知識・技術の向上を図るとともに、モチベーションの維持に努めました。

② 社会貢献型後見人等養成基礎講習での講師等への活用

社会貢献型後見人等として受任経験のある方を、社会貢献型後見人等養成基礎講習の講師として活用するとともに、候補者のモチベーションの向上を図りました。

（※社会貢献型後見人を目指す方のための基礎講習については（前掲のP.21 施策6（12）を参照）

方向性4 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

施策8 成年後見人等の活動環境の整備

(16) 協議会及びチームの継続的な連携の強化

協議会による支援者への専門的助言

権利擁護支援推進協議会において、必要に応じて事例検討による専門的助言を行い、支援者間で共有するとともに、本人への適切な支援へとつなぎました。

(17) 成年後見人等選任後の状況把握の仕組みづくり

① アンケートによる親族後見人等選任後の状況把握

成年後見制度の申立てを検討している親族向けにアンケートを配布し、親族後見人等の状況把握に努めました。

アンケート配布数：2件 アンケート回答数：0件（令和6年3月31日現在）

② 親族後見人向け講座・交流会、成年後見申立講座の開催

親族後見人等を対象に講座や交流会を開催し、定期報告書の作成支援など親族後見人の不安を解消するとともに、親族後見人等の状況把握に努めました。

（成年後見申立講座については、前掲P.9 施策1（2）④を参照）

施策9 成年後見人等への支援の充実

(18) 成年後見人等の相談窓口の明確化

R5年度 新規

成年後見人等の相談窓口の一元化に向けた検討

成年後見人等の事務手続の負担軽減を図るため、区役所で行う送付先の一括変更手続きの運用（令和6年4月～）に向け、庁内での連携体制や個人情報保護等の課題について検討を行いました。

(19) 親族後見人等への支援の充実

親族後見人向け講座・交流会の開催

親族後見人等が一人で悩みを抱え込まないように、親族後見人等向け講座・交流会を開催しました。

親族後見人向け講座・交流会	
開催日	令和5年7月6日（木）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	あなたの不安を解消するためにおさえておきたい親族後見のポイント
講 師	成年後見センターリーガルサポート東京支部 所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	2人
主な感想	・後見人を既に経験している同士なので話がしやすかった。 ・自分の家族に後見人としての悩みを伝えても、一般的なアドバイスはもらえるがなかなかわかってもらえないので、同じような立場の人と話せてよかった。 ・以前定期報告の際に、現金出納帳の様式がわからず色々探したことがあったが、今回の資料の中で提示されていて、もっと早く知っておけばよかったと思った。

親族後見人向け講座・交流会	
開催日	令和5年9月14日（木）
場 所	中央区社会福祉協議会 3階会議室
テーマ	・専門職との連携と地域資源とのつながり
講 師	東京社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ東京所属 社会福祉士 鳥居 理英子 氏
参加人数	5人
主な感想	・とても実務的な内容で勉強になった。 ・社会福祉士の仕事がよく分からなかったので参考になった。 ・後見制度利用信託のことを知れてよかった。

親族後見人向け講習・交流会	
開催日	令和5年11月25日（土）
場 所	中央区社会福祉協議会 3階会議室
テーマ	親族後見のトラブルにどう対応するか
講 師	第一東京弁護士会所属 弁護士 安部 明 氏
参加人数	12人
主な感想	・弁護士の先生は法律に詳しく助かった。また参加したい。 ・良い先生だった。質問は生のもものだから、とても参考になった。

IV 中央区成年後見制度利用促進審議会の点検・評価

1 総合評価

2 主な意見

V 資料編

1 中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者（以下「認知症高齢者等」という。）が住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により当該認知症高齢者等の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、中央区が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 区長は、認知症高齢者等の意思を最大限尊重し、成年後見制度の利用が本人の権利の行使並びに権利の保護及び実現のためとなるよう、公正かつ適切に事業を行わなければならない。

(事業の内容)

第3条 区長は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 権利擁護及び成年後見制度に関する相談対応
- (2) 成年後見制度及びその利用促進に係る普及・啓発
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の候補者の推薦その他の成年後見制度の利用に関する支援
- (4) 区民後見人、区民保佐人及び区民補助人（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の養成及び活用
- (5) 成年後見人等に対する支援
- (6) 地域連携ネットワークの構築及び強化
- (7) 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱（令和3年3月25日2中福管第1275号）第1条に規定する中央区権利擁護支援推進協議会の設置及び運営
- (8) 社会福祉法人中央区社会福祉協議会が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業に対する助成
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(業務委託)

第4条 区長は、事業の全部又は一部を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人等に委託して実施することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に係る施策の適切な運用、進捗状況の点検及び評価等を行うため、中央区成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する13人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 法曹等関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでな

い。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿

令和6年6月1日現在

区 分	氏 名	所属団体
学識経験者	宮崎 牧子	大正大学社会共生学部教授
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士（専門相談担当）	相原 佳子	野田記念法律事務所
弁護士	安藤 博規	東京弁護士会
司法書士	安井 正登	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	鳥居 理英子	東京社会福祉士会
福祉関係団体等 (5名)	前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	小笠原 宣夫	中央区民生・児童委員協議会
	石川 紫	月島おとしより相談センター
	鈴木 崇弘	基幹相談支援センター
	井上 一雄	中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長
区職員 (2名)	大久保 稔	福祉保健部長
	田部井 久	高齢者施策推進室長

(敬称略：順不同)

4 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」という。）の権利擁護に資するため、法律及び福祉の専門職団体、関係機関等（以下「専門職団体等」という。）による連携の強化、専門職団体等が自発的に協力する体制づくりの推進等を行う機関として、中央区権利擁護支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症高齢者等の権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容の検討に関すること。
- (2) 専門職後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人に選任された弁護士、司法書士、社会福祉士等をいう。）及び社会貢献型後見人等（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の推薦に関すること。
- (3) 認知症高齢者等の権利擁護に係る必要な支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症高齢者等の権利擁護に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 法曹等関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 協議会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

5 中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿

令和6年6月1日現在

区 分	氏 名	所属団体
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士	相原 佳子	野田記念法律事務所
司法書士	鈴木 譲	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	鳥居 理英子	東京社会福祉士会
福祉関係団体等	前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	小笠原 宣夫	中央区民生・児童委員協議会
	吉田 千晴	京橋おとしより相談センター
	鈴木 崇弘	基幹相談支援センター
行政	植木 清美	福祉保健部地域福祉課長

(敬称略：順不同)